

大台共生園指定居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0598-84-6521 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 介護支援専門員 柴原 梨菜

* ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. 大台共生園指定居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	大台共生園指定居宅介護支援事業所
所在地	多気郡大台町千代997番地
介護保険指定番号	居宅介護支援事業所(三重県 第2472700182号)
サービスを提供する地域	大台町、大紀町 また、特に管理者が認めた場合、それら2町に隣接する市町村とする。

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤	計
管理者	1名				1名
介護支援専門員	1名		1名		2名
事務員				1名	1名

(3) 営業時間

平日	午前8時30分～午後5時30分
----	-----------------

* 営業をしない日 1月1日から3日は休業

* 連絡体制を確保し、必要に応じて相談に対応します。

3. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

* 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの市町村の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

要介護1・2 10,860 円

要介護3～5 14,110 円

- ・ 中山間地域加算 上記の 5%
- ・ 初回加算 3,000 円
- ・ 入院時情報連携加算 2,500 円(2,000 円)
- ・ 退院・退所加算 4,500 円 6,000 円 7,500 円 9,000 円
- ・ 事業所連携加算 3,000 円(小規模多機能・看護小規模多機能型居宅介護)
- ・ 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000 円
- ・ ターミナルケアマネジメント加算 4,000 円

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費をお支払いいただくことがあります。その場合、自動車を使用した場合のガソリン代は 1 km あたり 30 円です。

(3) 解約料

お客さまはいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、10 日までに前月分の請求をいたしますので、20 日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は、事務所窓口、口座振替の 2 通りの中からご契約の際に選べます。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合
文書でお申し出されればいつでも解約できます。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当

(自立)と認定された場合

- ・要介護認定区分が要支援1または2と認定され、予防支援の担当として事業所が委託されなかった場合
- ・要介護認定区分が要支援1または2から要介護状態に変わり、かつ事業所のサービス定員に空きがなかった場合
※要介護から要支援に変わった場合、原則として次回の認定更新で要介護に戻った時の為に要介護者支援の定員枠を担保する事が出来ませんのでご留意下さい。
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) その他

① 入院時における医療と介護の連携

利用者は、病院又は診療所に入院する必要性が生じた場合には、計画作成担当者の氏名及び連絡先を、当該病院又は診療所に伝えていただくことになります。

② 指定介護サービス事業者等の紹介等

利用者は、居宅介護支援の提供を受けるにあたり、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。また当該事業所を居宅サービス計画書に位置づけた理由についても求めることができます。

③ 各サービス利用割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

当事業所は、利用者の意思を踏まえ、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援します。利用方法に関する申請手続き、関係機関との調整等の総合的なサービス調整を、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、特定の事業所に不当に偏することのないよう公正・中立に行い、利用後の再評価までの一連の関わりに責任を持って対応します。また、利用者の生活の質の向上に向けた居宅サービス計画を作成します。ケアプラン作成、契約においては十分な説明を行ないます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

ケアプラン作成時は本人の意向を尊重し、心身状況の側面や社会的側面を踏まえ、

要介護者等の生活全体とニーズを把握し、それをもとにケアプラン作成を実施します。

(3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
調査(課題把握)の方法	○	居宅サービスガイドラインによる
介護支援専門員への研修の実施	○	
その他		

6. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の居宅介護支援に関するご相談、苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

- ・窓口相談者 柴原 梨菜
- ・管理者 小野 裕之 電話：0598-84-6521

- (2) 第三者による苦情受付窓口を以下の様に設置していますのでご利用ください。

担当者

- ・松田 正司 多気郡大台町栃原1546-2 電話：0598-85-0201
- ・小野 良子 度会郡大紀町崎1362 電話：0598-74-1844

- (3) その他

*当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

大台町福祉課 介護保険担当	所在地 〒519-2404 多気郡大台町佐原750 電話:0598-82-3785
多気町福祉課 介護保険担当	所在地 〒519-2181 多気郡多気町四疋田587-1 電話:0598-38-1114
大紀町福祉課 介護保険担当	所在地 〒519-2703 度会郡大紀町滝原1610-1 電話:0598-86-2211
度会町福祉課 介護保険担当	所在地 〒516-2195 度会郡度会町棚橋1215-2 電話:0596-62-2413
玉城町福祉課 介護保険担当	所在地 〒519-0495 度会郡玉城町田丸114-2 電話:0596-58-8203
松阪市高齢者支援課 介護保険担当	所在地 〒515-8515 電話:0598-53-4088
国民健康保険団体連合会	所在地 〒514-0004 津市栄3丁目143-1 電話:059-213-6500
三重県社会福祉協議会	所在地 〒514-8552 津市桜橋2-131 電話:059-227-5145

7. 秘密保持、個人情報保護

当事業所は、ご本人、関係者の方のプライバシー保護に努めます。また、取り扱う個人情報に当たっては法人の個人情報保護方針により適切に管理します。

- ①当事業所及び当事業所が使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び、その家族に関する秘密や個人情報をその目的の範囲内において利用する事とし、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務、保護義務は契約終了後も同様です。
- ②利用目的以外に個人情報を利用する場合は、原則としてその都度口頭で同意確認をします。
ただし、その都度確認する事が望ましくない事については、事前に包括的に確認を取らせていただきます。
- ③身元引受人から、事業所が直接本人に同意を取る事が難しい関係者の方の情報を提供していただく際には、身元引受人より関係者ご本人に説明のご協力をお願いします。
- ④お電話による個人情報やプライバシー情報の照会はいたしかねる場合がありますので、ご理解ください。場合によっては連絡先を伺い、事前の登録を確認の上で事業所からの折り返しで回答させていただく事もあります。

☆大台共生園居宅介護支援で利用する個人情報の利用目的は、以下の通りです。

① 法人内部での利用

- ・事業所が提供する相談援助業務の記録（本人情報・身元引受人情報・家族等情報）
- ・ご利用者の日常生活の向上（本人情報・身元引受人情報・家族等情報）
- ・ご利用者の介護サービス向上（本人情報・身元引受人情報・家族等情報）
- ・ご利用者との日常のコミュニケーション（本人情報・身元引受人情報・家族等情報）
- ・緊急時の連絡（身元引受人情報・家族等情報）
- ・事業所のサービス向上のための検討会、内部研修（本人情報・身元引受人情報・家族等情報）
- ・介護事故等の報告（本人情報）
- ・介護保険事務（本人情報）
- ・会計、経理（本人情報）
- ・法人内部監査機関への情報提供（本人情報・身元引受人情報・家族等情報）

② 法人外への情報提供としての利用

- ・主治医、協力病院に対し、利用者の生活、医療に関する意見・助言を求める場合の情報提供（本人情報・身元引受人情報・家族等情報）
- ・他の介護保険事業所及び、介護サービス機関との連携（本人情報・身元引受人情報）
- ・病院、診療所、薬局において、利用者が必要な医療を受けられる援助（本人情報）
- ・診察、入院する医療機関からの照会への回答（本人情報・身元引受人情報）

- ・国保連合会へのレセプトの提出（本人情報）
- ・国保連合会又は保険者からの照会への回答(本人情報・身元引受人情報・家族等情報)
- ・保険者、県への介護事故等の報告（本人情報・身元引受人情報）
- ・顧問弁護士、保険会社に対する相談、届出等(本人情報・身元引受人情報・家族等情報)

③ 介護保険事務等に関する利用

- ・外部監査機関への情報提供（本人情報・身元引受人情報・家族等情報）
- ・委任された介護保険事務代行手続き（本人情報・身元引受人情報）

④ 介護保険以外の事務手続きおよび、日常生活上必要な事に関する利用

- ・委任された介護保険以外の事務代行手続き（本人情報・身元引受人情報）
- ・介護保険以外の福祉制度の利用（本人情報・身元引受人情報）
- ・介護・医療用品の申請代行（本人情報・身元引受人情報）

注) ご利用者へのサービス向上、コミュニケーション向上を目的として、ご本人や身元引受人の方から、ご親族、知人、友人の情報を取得させていただく場合がございます。それらは家族等情報として取り扱います。

8. 緊急時および事故発生時の対応

- (1) お客様を訪問している際に、お客様の病状が急変する等の緊急事態が生じた場合、あるいは事故等が発生した場合には、ご家族あるいは緊急連絡先へ速やかに連絡いたします。また主治医に連絡し、必要な処置を講ずるとともに状況に応じては、救急車等の対処をいたします。

主治医氏名	
主治医連絡先	
ご家族氏名	続柄
ご家族連絡先	

- (2) お客様が、当事業所のケアプランに基づき、介護サービスを受けている最中に、病状急変等の緊急事態または事故等が生じ、当事業所が報告を受けた場合には、当事業所は速やかにご家族およびサービス提供事業所と連絡をとり、状況把握に努めます。必要な場合には、上記(1)に従い緊急連絡を行なうと共に、ケアプラン変更等の措置を講じます。

9. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人キングスガーデン三重
代表者役職・氏名	理事長 堀内 幸子
所在地・電話番号	多気郡大台町千代997番地 0598-84-6521

定款の目的に定めた事業	1. 特別養護老人ホーム 2. 老人デイサービス事業 3. 老人短期入所事業 4. 老人居宅介護等事業 5. 老人介護支援センターの設置運営 6. 身体障害者デイサービス事業の受託経営 7. 身体障害者短期入所事業 8. 居宅介護支援事業
-------------	--

施設・拠点等	特別養護老人ホーム	2カ所
	通所介護事業所	1カ所
	短期入所生活介護事業所	3カ所
	居宅介護支援事業所	3カ所
	在宅介護支援センター	2カ所
	身体障害者デイサービス	1カ所
	身体障害者短期入所事業所	1カ所

2025年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所所在地 多気郡大台町千代997番地
名 称 社会福祉法人キングスガーデン三重
大台共生園指定居宅介護支援事業所
代表者 堀内 幸子 印

説明者 所属 大台共生園指定居宅介護支援事業所
氏名 柴原 梨菜 印

私は、契約書および本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。また、サービス利用に当たり必要な同意事項に同意しました。

利用者
住所

氏名 印

(代理人)
住所

氏名 印

※ 本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・押印し、それをもって契約開始となる。